

石巻地区広域行政事務組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年6月28日

石巻地区広域行政事務組合監査委員
石巻市代表監査委員 堀内賢市

石巻地区広域行政事務組合監査委員
女川町議会議長 佐藤良一

- 1 監査対象課等 (1) 事務局 総務企画課、介護認定審査課、施設管理課（石巻広域東部衛生センター、石巻広域西部衛生センター及び石巻広域クリーンセンターを含む。）
(2) 会計課
- 2 監査期間 令和4年4月28日から同年6月28日まで
- 3 監査対象範囲 令和2年8月から令和4年3月までに執行された一般事務及び財務に関する事務の執行
- 4 監査場所 石巻地区広域行政事務組合監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、適正でした。

石巻地区広域行政事務組合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

なお、同法第199条の2の規定に基づき佐藤良一監査委員は除斥しました。

令和4年6月28日

石巻地区広域行政事務組合監査委員
石巻市代表監査委員 堀内賢市

- 1 監査対象課等 議会事務担当
- 2 監査期間 令和4年4月28日から同年6月28日まで
- 3 監査対象範囲 令和2年8月から令和4年3月までに執行された一般事務及び財務に関する事務の執行
- 4 監査場所 石巻地区広域行政事務組合監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、適正でした。